

議員全員協議会会議録

1 開会日	令和5年6月1日 午後1時30分 開会 午後4時21分 閉会 (休憩 15:00~15:15)
2 場 所	第1委員会室
3 出席議員	竹内恵美子 清田 文雄 吉川 重雄 二宮加寿子 奥津 勝子 鈴木 京子 今井 茂 高橋 英俊 鈴木たまよ 渡辺 順子 庄子 幸太 飯田 修司 (欠席) 柴崎 茂
4 説明員	町側出席者 池田 町長、鈴木 副町長、熊澤 教育長 齋藤 参事 (政策担当兼子育て支援対策本部担当)、 佐野 政策総務部長、大槻 教育部長 波多野 学校教育課長、辻丸 学校教育課主幹 (コミュニティ スクール推進担当)、宮崎 総務課長
5 職務のため 出席した職員	局 長 岩本 清嗣 書 記 木村 公哉
6 その他	一般傍聴 11人

■議長提案 「議題1を秘密会とすることについて」

※議長から、議題1は児童に関するデリケートな問題であるため、規程に基づく「秘密会」にしたいとの提案があり、事務局による「秘密会制度」の説明の後、議員間で協議した。

○主な意見等

・秘密会を提案した理由を聞きたい。

⇒教育委員会は秘密会であれば説明ができる、とのことで「秘密会」にすべきと考えた。

・プライバシー問題が多く含まれるので公開すべきではない。

・大事なことは、公開の場で話があったかどうか。私たちが情報共有することからスタートすべき。

・秘密会の内容は、誰かに聞かれた場合でも答えられない。すると臆測で考え拡散し、子どもたちのために絶対ならない。公開できる範囲で話をしてもらいたい。

・公開すべきではない。何かあってはまずい。本人が元気になるまで見守るべき。

・教育委員会や学校の対応を聞きたいだけ。経過が大事、公開し結果はこうだったと話してもらえばいい。

・今日、何のために集まったのか。議員全体で共有が出来てないことが問題。意思統一して、議員は一体になって動かなければいけない。

・いじめを受けた保護者の意向をお伝えすると、「ぜひ公開でやっていただきたい」とのこと。プライバシーに触れてしまうかもしれないが、町側の判断で、それ相応の答えをしてもらえばいい。

(教育委員会の考え方について)

・「秘密会」は規程により議決でできると理解している。教育委員会の考えではなく、議会で決めるべきものと認識している。

※秘密会とすることについて、採決の結果、公開で行うこととなった。

※会議録については要点筆記としているが、詳細な記録とすることを求める意見があり、議長がその旨了承した。

■議題

(1) 町立小学校におけるいじめ対応について

竹内議長) 本件は6月定例会初日の町長による行政報告の中で報告された、いじめ対応に関する新聞報道に関し、教育委員会の対応について説明を受けるものです。それでは担当課から説明をお願いします。

大槻教育部長) すいません。今、担当のほうから御説明というお話ありましたが、今回は出席説明の要求に基づいて出席していると私どもは認識しておりますので、議会側からの質問に対し、質問や質疑に対してお答えするという立場だと認識しております。

竹内議長) これで・・・、これから質疑に入ります。質疑のある方。吉川重雄議員。

吉川重雄議員) それではですね。これやっぱり時間は10分ですか。それが聞きたいんですけど。

竹内議長) 全協だからいいと思います。

吉川重雄議員) 一応3問ちょっと私の聞きたいことをいたしますので、お答えは当然、教育委員会お願いします。まず1点目。「保護者による情報開示請求があるまで、いじめによる不登校と認識していなかった」という、新聞報道にそういうふうに書かれていましたけども、それでは、不登校の原因は何だと認識していたのかということをもまず1点聞きます。それに答えてください。

大槻教育部長) 一つ確認をさせてください。不登校というのはどこからの不登校に對することでしょうか、そこの確認をお願いします。

吉川重雄議員) これはですね、5月の17日、私のほうは、報道、新聞によって、読売新聞が最初に報道されたわけですけども、そのところしか私のほうは分かりませんので、それでこの前のときの6月定例会初日に町長が謝ったんで、なぜ教育長がそれについての見解も一言くれなかったんだというふうなことになって、私たち何も知らないんです、はっきり言うと、中身について。だから今日やりたいんですよ。だからここに新聞報道に書いてあることは事実かどうかをまず確認したい。それだけです。

大槻教育部長) 結論から申し上げますと、今、吉川議員のほうから言われている読売新聞の関係だと思えますけど、我々の認識では、事実と事実じゃない部分があるというふうに認識してございます。我々の意思がうまく伝わっていない部分、記者の方が考えて書いている部分があるというふうに認識してございます。

吉川重雄議員) それではそれはどこの部分ですか。それを言ってください。

大槻教育部長) 詳細についてはですね、これから第三者委員会がございまして、詳細はこれ以上はお答え出来ないと考えます。以上です。

吉川重雄議員) 要は第三者委員会をどうやるかを聞いてんじゃないの。この新聞報道が事実かどうかを聞いてるんですよ。どこがそれで、じゃあ、教育委員会の見解と違うのかを教えてください。俺、再質問したんだよ。それに対して、第三者委員会がどうだこうだと言ってる。第三者委員会については、行なった上できちっと議会のほうに報告をいたします、皆さんのほうで答えてんだよ。第三者委員会が何をやるかやってないものをね、聞くわけにいかないじゃないですか。この新聞報道、読売新聞、大きないじめ対応怠るということでびっくりしちやっただ。俺のどこ読売新聞とってないから分かんなくて、近所の人に言われたんだ、吉川さん何やってんの。大変なこと町で起こってるんだよって言われたんで、それですぐ新聞買いにいきましたよ。そうしたらこの新聞は、大磯の、言ってみれば給食以来の大きな、でかでかと載って、何が起こったのということだったんだから、そのことを聞いてんだよ、これ事実かどうか。違ってるのはどこが違ってるの。これは事実だと言ってくださいよ。それだけです。細かいことは何も必要ありません。

大槻教育部長) これから第三者委員会で、この新聞に書かれていることも書かれていないことも含めて、事実確認の調査をお願いしています。ですからこの時点で私のほうでこの新聞がどの部分が正しい正しくないということを申し上げることによって、第三者委員会の正常な判断を仰げなくなる可能性がありますので、言いたい部分ありますけども、言うことが出来ません。以上です。

吉川重雄議員) それじゃね。でも新聞報道はうそ、と言うんならさ、間違ってるよ
あったらきちっと、新聞社に対して申入れをしましたか。

大槻教育部長) 教育委員会としては、町のほうにですね、そういった部分の相談をさ
せていただきました。以前にも、そういったことの実験がございましたので、そう
いうことをしましたが、今回特に町のほうからそういう対応はしないということ回
答を得ております。以上です。

吉川重雄議員) それじゃね、ここに書いてあるとおり、これ教育委員会の誰が答弁し
たんだ、ここに書いてあるのは、情報公開を求められて、要は、何だ、重大の事態
という認定をしたって書いてある。これはうそなの。本当なの、それだけうそか本
当かだけでほかのことを答弁しないで。

大槻教育部長) 今、吉川議員は、読売新聞でよろしいでしょうか。読売新聞の記者の
取材を受けたのは私と課長の波多野と、指導主事の辻丸でございまして、4月の14
日の日に、保護者からそういった申し出があったことは事実でございます。以上で
す。

吉川重雄議員) そういった申入れがあった時点で、重大事態という認定を教育委員会
はされたんでしょ。してないの、してるの。それだけでいいから。

大槻教育部長) 4月14日の保護者からの申し出に基づき、重大事案として認定いたし
ました。以上です。

吉川重雄議員) 1問目それでいいです。次に2問目、中崎町長の、前の時代ですね、
このいじめの問題は当然にも小学校、大磯小学校の問題ですけども、それはもう入
学以来のことということで、この子供たち、子供がお話をされたり、また病院に行
ってストレスによって胃痛であるとか、いじめられてきてるんじゃないというふう
な発言をしてるんですよ。そういうことについて、熊澤教育長はなぜ中崎町長に報
告しなかったのか、これは法律にあるよね。法律、教育委員会の行政に関する法律
について、こういうことがあったときには、早急に報告しなきゃいけないって載っ
てるんだ法律、その法律調べてないなんていうことはないよね。

大槻教育部長) どちらの法律か分かりませんが、私どもの認識している、いじめ防止
対策推進法においては重大事態に認定した場合は町長に報告するとそのような記載
を認知しております。以上です。

吉川重雄議員) その前にね、教育会議にきちっと報告するという法律もありますよね。
こういった問題があったときに何で中崎町長に報告をしなかったの。いじめの問題
は文科省のほうから全国の市町村及び教育委員会に、市町村の教育委員会等につい
て、文科省のほうからきちっと法律の通達が来てんだよ、もう何年も前だよ。それ
に基づいて、何か子供たちがいじめとかそういう恐れがあったときにはすぐに教育
会議に報告をして、教育会議の主催は長だよ自治体の長、中崎町長であったり、今
回は池田町長であった、そういったところにすぐ報告するんで、その報告を怠って
いたっていうふうなことを、この法律から読み取ることができると思うんだけどそ
の辺のところ、なぜ報告しなかったの。それだけ聞きたい。

大槻教育部長) 私の認識ではですね、年間のいじめの件数であるとかそういったもの
は、教育委員会の定例会や総合教育会議でもお話をさせていただいております。そ

の他個別の重大事態については、法律上、町長に報告する義務がございますが、その他個別案件の全てのものに関して町長には従前から報告していないとそのように認識しております。以上です。

吉川重雄議員) 今の話はね、いじめ対策防止、いじめ対策防止推進法については、重大事態の認定をするんだよ。ところがその前に、ちゃんと、自治体の長に対してこういうふうないじめがあった、こういったいじめの恐れがあるというふうなことをきちっと報告する義務があるんで、法律で。そのことについては何も知らんなんていうの。要はそういった単なるいじめ推進法だけの問題じゃなくて、きちっと、自治体の長が教育会議、当然、中崎前町長もやられました、今回新しくなった池田さんも、1月と3月に2回やられた、そういった特に教育のいじめの問題について全く報告してないんじゃない。何で報告してないの。それで、何で報告しなかったのかしたのか、したのかしなかったのかってそれだけでいいよ、それで聞きたい、

大槻教育部長) お答えさせていただきます。繰り返しになりますが、重大事態以外の案件については件数については報告している認識でございますが、それぞれ、818件というこの前の数字がございますけども、その全てに対してですね、報告はしてございません。以上です。

吉川重雄議員) 認識の違いだ。法律が、そういう法律が二つあるんだ、防止推進法というのとその前に教育法の中で、きちっとそれは、自治体の長にも教育会議が開かれるときがあるからそのときにはそういった恐れがあることについてはきちっと報告する義務があるんだよ。そのことだけ言っとく。そういった認識がないような教育委員会が何聞いても、ようは今はお答え出来ないと思うから。それでは言います、次に行きます。そういうふうな中でね、前のとき、中崎町長がどうこうの問題じゃありませんから、大磯小学校ではきちっと、男の子がですよ。先ほど、英ちゃんとは知ってると言われましたけど、僕は全く知りませんが、そういうような被害者の方が、複数の男の方が体形ごと、何か、体形のことであると、靴箱から靴を投げ捨てられたり、暴言は吐かれたり、いわゆる昨年の2学期から「僕はいじめられるために生きてるんじゃない。」こういうふうなことまで訴えてストレスにより医者の方にかかったところ、そういうふうな被害状況がはっきりしたということが書いてある。そういった対応については前のときの中崎町長に、熊澤教育長は報告をしてなかったというふうなことが今分かった。なぜ池田さんにも報告してないの。池田さんは12月15日、17日かな、町長になってから、その前に、被害者の子供が二宮に転校したってというのは12月の中で、何で1月の教育会議のときにそういう報告をきちっとしなかったんだよ。

大槻教育部長) 先ほど来言っているとおり4月の14日にですね、重大事態として重大事態案件として認知しましたので、1月に行われた総合教育会議では報告はいたしておりません。以上です。

吉川重雄議員) それはまたね、第三者委員会がどういう方がメンバーなのかよく分かりませんが、そういうことがあったんでしょう。なぜそういうふうなところで報告しなかった、要は、軽微だからとか、そういう問題じゃないからしなかった、重大事態が認定されればするんだけど、それ以外のときにはしなくていいんだとい

う、そういう認識が今分かりましたんで、それはそれで結構です。それでは、三つ目にいきます。昨年度新しく当該の小学校で校長に就任した方、直接にはこれ関係ないかもしれないけど、ですけど大磯小学校の校長さんが1年間で退職されましたよね。その事実をつかんでるんですけど、それは何のために、当然、当事者である校長であった方は、言ってみれば1年間で退職するっていうふうなことは、いじめが真っ最中の中で退職されたんですよ。何で退職されたの、その原因を教えて。

大槻教育部長) 申請上は自己都合退職でございます。以上です。自己都合退職でございます。

吉川重雄議員) 自己都合退職、うなるほど。そしてね、その校長さんが自己の都合でやめてから、今度また、最近ですけど、今年になってですけども、どっかに就職をしたよね、どこに就職した。それ聞きたいよ。

波多野学校教育課長) 国府中学校の生沢分校でございます。以上です。

吉川重雄議員) その校長が、退職は自己都合によって退職し、退職してからすぐに今度は生沢分校に、そういうふうな方で退職された方がすぐにそういったふうに、任命されていくわけ、そういうふうなことが、誰かの紹介っていうか、この人が紹介なければ勝手にですね、そういうところに赴任されるわけじゃないよね。どういうシステムになって簡単なシステムを聞かして。調べてあるけどね、言ってみろよ。そんな当たり前やんか。聞かして、だからどういうふうなことでそういうふうなことが起こるのか、やったのか。

波多野学校教育課長) 佐伯元校長については、県費採用の教職員となります。教員の席、空きがあったことから、そちらで勤務していただくことになりました。

吉川重雄議員) ちょっと最後、聞き取れなかった。要はね、そういった先生の異動については、大磯町の場合は、教育長が内申についてきちっと、県のほうに報告するシステムになってんだよね。勝手にその人が退職した人が勝手にそこに就職したので勝手に県がそれを認めたということの、それだけ教えてよ。

波多野学校教育課長) 異動ではなく、新たな採用ということで、県、県が採用したものでございます。

吉川重雄議員) 県が採用したのは分かってんだよ、県職員だから。要はでも、採用するんじゃ、そういったところに就職するにはね、担当地区の教育長が内申をきちっとつけて、県に具申するんでしょ。県の教育委員会に。それに従って、県のほうから、この人だったらいいねということで、採用するんだよ、そういうシステムになってんだよ。そのことについて聞いてんの。それは全く、教育長、言ってみりゃ、教育長、熊澤教育長、あんたはそんなことは全く知らなかったということね。それだけ聞かして、知ってたんか知らなかったのか、内申は出したのか出さなかったのか聞きたい。

波多野学校教育課長) 内申は出しておりません。

吉川重雄議員) 出してるかどうかあなたがね教育長じゃないんだよ。熊澤さんに聞きたいんだよ。熊澤さんの言葉で発言してくれよ。

熊澤教育長) 吉川議員ありがとうございます。この間、行政報告のときにですね、意見はないかと言われて本当に、申し上げたいことが本当にたくさんございますけど

も、今の件についてはですね、私のほうで書類を出したわけではございませんで、ただ空きがあって、採用があったということは承知しております。

吉川重雄議員) 分かりました。それじゃね、この校長がやめてそれから、あとの大磯小の校長は誰になったの、どこから来た人。

波多野学校教育課長) 平塚市立、みずほ小学校からきた方でございます。以上です。堤智校長です。

吉川重雄議員) 名前はいいですよ、名前かな、私聞いてませんからどこから来たのかということで聞いてんです。余計なことをしゃべらないほうがいいよ。要はね、そういうふうな形で、言ってみれば自己都合で退職された方が、1年もたたずにですよ、また大磯のほうの、何ですかあそこの、生沢分校のほうに、言ってみれば、任用されていったというふうなことはね、非常に不自然ですよ、はっきり言って。当事者が言ってみれば、校長でやってた方がですよ、自己都合で、3月31日で辞めたんでしょ。そして4月になってからその方がまた、生沢の何だっけ、もう、すぐ忘れちゃうんだ、ごめんね、ありがとう。生沢分校に就職されてるというふうなことを聞くとね。何のためなんだよと。でも都合のやめた都合の自己都合じゃないってことも聞いてんだけどさ、それもちやんと県に行って調べてんだよ、おりゃ、はっきりでいいよ。そういうふうなことをちゃんとね、ちょっと口が悪くなっちゃったんだけど、要は、何を聞きたいかという、その事実関係をきちっとしたことを聞かれ、聞いておきたいのと、要は、熊澤教育長が何できちっと、池田町長が謝ってね、あなた謝らないんですよ。残念だったとかいうことを2度も言ってるんだよ。要はそういう責任感があなたにはないのかなということだけ確認をしとく。それで私の質問を終わり、はい。

波多野学校教育課長) 訂正で佐伯元校長ですけども、生沢分校ただいま働いていますけども4月からではなくですね、5月から、採用しております。以上です。

吉川重雄議員) いや俺が言ったこと、訂正は分かりました。

熊澤教育長) はい私はですね、教育長として責任がないというふうに、吉川議員に言われるのはとても残念でございます。私自慢じゃないんですけども、大磯の教育については全責任を持ってやってると、いうふうに思っております。教育委員会の仕事のときに、白いワイシャツ以外着たことはございません。いつでも記者会見をできるという用意で、ネクタイは教育長室に置いてますけども、そういう覚悟でやっておることは事実でございます。皆さんがいろいろおっしゃって町長が、町民の全ての気持ちを酌んで、こういうことになって申し訳ないと、謝罪されたことに対しては、本当に私も申し訳ないなど、いうふうに思いますけど、教育委員会も学校も、朝から晩まで時間を超越して、物すごく一生懸命仕事をしてくださっています。そして、この件についても、それなりに、常々ずーっとですね、これは小学校上がった頃からこの学年はそうでしたけども、幼稚園からの引継ぎもあって、常に加害者になったり被害者になったり、そういうことを繰り返してきましたんで、最終的に5年生になったときに、保護者の方の理解というか御協力も得て、学校内で落ちついてできるようにと、2学期になって落ちついて始まって、いいなと思ってたときに、突然、転校の話が出てきてしまいました。もともとは、いじめという原因があった

かもしれませんけども、転校については、それ以外にもあんのかなという話は、これは、調査委員会等に待たなければなりませんので余計なことと言いませんけども、何しろ、様々なことで、これ以上、被害の皆さん、おうちの方、それから加害の方も含めて、大きなトラブルにならないようにしたいなということで、転校については、本当は、区域外就学っていうか、自治体が違うもんですから、相当ハードルが高いんですけども、それなりに、教育委員会も、保護者の意向を酌んで、できる限り穏便に行くようにということでやらせていただきましたので、その当時ですね、保護者の方もよかったというふうに言うてくださったというのは私も聞いております。残念ながら私は、当事者の方に会うようなことになるまでは行っておりません。それ以外にも重大事態があったりしてですね、それはあったりしてますけども、この点については、私のほうへ来る前に、皆さんが努力して解決して下さると。そして、転校して、私も、その自治体のほうの町と連絡を取り合って、どうですかという情報だけは、つかんでおりますけども、落ちついてやっていますということでよかったなあと思ってた矢先が、4月のときに、保護者のほうから申出があったんで、国県町がつくってですね、いじめ対応の要綱によれば、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、学校がいじめの結果ではないと、重大事態と言えないと考えたとしても、重大事態とみなし適切かつ真摯に対応するというのは、大磯町の考えでございます。教育委員会の、この資料に作ってあるとおりでございます。教育委員会で出しているのは、いじめ防止基本方針という中に出ております。それに則って、今回こういう対応をさせていただいたので、前回のときはそういう対応になってないというのは、議員御存じのとおりでございますので、それが間違っているとは、私のほうでは考えておりません。よろしく願いいたします。

吉川重雄議員) これ最後にしますね。皆さんも質問したいと思っておりますけども、要はね、今の熊澤さんの教育長のお話を聞いてるとね、要は、教育委員会として学校も問題はなかった、一生懸命やりました。でも起こってる事実はいじめだよ。起こってる事実のいじめを、自分の中でしっかりと受け止めてる姿勢が何も見れないじゃん。残念に思っているとまた同じことだよ。解決してるというふうに思ってた。情報公開をね保護者の人は無念で、この町がきちっと教育委員会が対応してくれなかったから、要は転校したんですよ。その思いをね、あなたたち教育委員会は、誰のための教育やってんだ。子供のためだろう。それはそれを、こういうふうな事態が起こってるのにね、要は情報公開をとってから、重大事態という認定をしたというのは、やってなかったの証なんだよ。あなたたちがどういうふうに、弁を並べようと、私はそうだと思ってます。そういうふうなことで、第三者委員会はそれでは行われますか、いつまでは第三者委員会の解決が出るのかを教えてください。それで終わります。

大槻教育部長) これからですね、第三者委員会の開催を始めまして、学校、あるいはその申し立てのほうの保護者の御意見を聞きますので、今この時点でいつまでという回答は出来ません。

吉川重雄議員) ちょっとさ、俺いつまでも終わる終わると言ってもさ、その回答を聞

いておくとね質問せざるを得ないよ。いつまで終わるかわかんない、子供はもう二宮に行って、大きな被害を受けて、受けてるのは子供だよ、親だ。それについての結論が出るのはいつ出るかわかんないような第三者委員会、あなたたちはやるのか。そういう体制というのは大磯の教育委員会だということが分かったんでそれで結構ですし、私の質問終わります。

高橋英俊議員) それでは改めて質問いたします。5月23日の行政報告について、町長にお尋ねをしたいと思えます。町長は、本件はいつの時点で認識をされましたか。

池田町長) この新聞報道に出た案件ということでは、4月の15日ぐらいでしたね、教育部長のほうから、転校された。ということで、重大事態に認定したというような報告がありました。

高橋英俊議員) その時点で認識をされたということによろしいんですか。

池田町長) 認識というのはちょっと、よく分からないんですが、重大事態に、なったというのはその時点ですよ。はい、その時点で認識をしました。

高橋英俊議員) それでは町長が県会議員時代ね、県会議員の時代に、この方から御相談を受けてましたかね。

池田町長) 県議会議員のときには、大分前ですけれども、御相談をいただいたことがございます。

高橋英俊議員) 行政報告の中ではね、1年から入って、そのままずっと5年の2学期まで、こういう状況が続いたということですから、私は別に前町長の時代だとか、池田さんの時代はどうか言うつもりは全くないんですね、やっぱりずっと経過ですから、そういう事案があったということ、一刻も早く、やはり解決に向かって、やっぱり町長は行政長になったわけですから、そのときにもし相談を受けていたならば、そのときに認識していたという考え方はないですかね。この件に関しては。

池田町長) いじめを受けていた方の保護者の方から御相談がありましたので、当時の小学校とか、それから町のほうには、私のほうから、御相談というか、御紹介というんでしょうかね。させていただいたと思っています。

高橋英俊議員) 町長、そうなりますと今の仕組みからいうとね、やっぱり総合教育会議のやっぱりトップになるわけですね。法令やら、教育の関係の法律が大分変わった部分もありまして、やはり、教育という教育ということは今までは独立していた組織、公的にはね、だけどやはり行政の長の意見を入れるべきということで、二、三年ぐらい前でしたかね、学習指導要領が変わったりなんなり、いろんなことがありました。いずれにしても、町長がこの問題を町長自らが、町長のほうから、この問題はどうなってるのかということ、行政長に就いたところから、なぜお話をされなかったのか、そこらをちょっとお聞きしたいと思います。

池田町長) 町長になってから特に御相談はございませんでしたので、その後どうなってるのかなというのは、心配はさせていただいてたかと思えますけれどもそれ以上のことはしませんでしたってことです。

高橋英俊議員) この方はね非常にそのことを克明にですね、議事録というか、理路整然としたことが、時系列に整理をされています。ですからこういったこともですね、当然町長にもお示しをしていたのかなと私は推測するところなんですね。だからや

やはりそういうところをしっかりと、通り言葉一辺倒の相談ではなくて、やはりいじめの問題ですから、親として見れば、うちの女房もそうですよ。子どものことについては、もう一生懸命になります。これは誰しもそうでしょう。ですからそういうところの相談というのは、ほかの困り事、道路に穴があいたりとか、そういったものとはちょっと違う性質を、やはり一度聞けば、相当に記憶に残るような相談だと思っただけですね。ですから、町長の職に就いたところあたりからね、やはり町長自らがそういうところを動かなかったのが、動いていただけなかつたのはどうしてかなっていうちょっと疑問が残るところだったんです。申し訳ございません。再度申し上げ、お聞きしますが、どうしてだったんですか。そのときに、相談がなかったから、相談がなかったら自分から動かなかったのか。それともそういう相談を受けたけど、記憶に全くなかつたということなのか、そこらの確認。

池田町長) 私が保護者の方から御相談を受けて、そのあと小学校に私が御相談に行ったり、確か町役場のほうにも御相談に伺ったことがあったと思います。ただ私は当時は県議会議員ですので、県議会議員としての仕事を、の範疇からは、若干外れるところもありますから、あとは御担当のほうにお任せをしようと思っておりました。そのあとを忘れていたというわけではございませんが、町の仕事ということで県議会議員の間はずっと過ごしていたということです。町長になりましてからは、私が、具体的に、教育委員会にお尋ねすることはしてありませんでした。

高橋英俊議員) 総合教育会議、今年になって、何月と何月に何回開かれてますか。

齋藤政策総務部参事) 総合教育会議ですけれども、令和5年度はまだ開催はしていません。

高橋英俊議員) 今年になって1回も開かれてない。

齋藤政策総務部参事) 今年、令和5年ということで捉えさせていただきます。今年の令和5年につきましては、令和5年の1月に、令和4年度の第2回の総合教育会議を開いております。それと3月の16日に第3回目の令和4年度第3回目の総合教育会議を開いておりますので、令和5年になってからは、2回開いてるという形であります。

高橋英俊議員) やっぱりそういうごまかしを言っちゃいけないよな。やっぱり、私は5年度なんて言ってないんだから、5年になって何回開かれたのっていう話を聞いてるんであって、2回開かれてるってことだね。2回それでその中で、その中でこの話題については、何か協議か何かされましたか。

齋藤政策総務部参事) はい、お答えいたします。今回の事案につきましてはの議題については、この2回の中では出ておりません。以上です。

高橋英俊議員) その2回の中で、秘密会になった事案というのはあるんですか。

大槻教育部長) 3月に開催された総合教育会議で、その部分だけ非公開という形になったと記憶しております。以上です。

高橋英俊議員) 3月の事案というのは、今回の事案とは違うという判断でよろしいんですか、それとも同じものなんですか。

大槻教育部長) 今回のこの案件とは違うものでございます。以上です。

高橋英俊議員) 先ほど区域外就学承諾書、隣町、どちらに行くにしても、この書類は

当然必要だと思う。で、この案件について、この被害者の方が町外に行かれてる、余り地区内はあんまり言わないですけど、そちらに行った、その方が、この書類をもって、当然、町側も、教育委員会も、隣の学区の教育委員会とは当然打合せをする。している経過があると思うんですね。そこではいつ頃、打合せをされてますか。辻丸学校教育課主幹) 11月、すいません。昨年の11月ぐらいからですね、数回にわたり、他の自治体の教育委員会のほうと、事務局同士で調整等はさせていただいたと記憶しております。

高橋英俊議員) 令和4年の11月からそういう内部の協議をしていたということになると。そういう事案を教育委員会としては認めていたということになりますか。

大槻教育部長) 1点確認させてください。その事案というのはどういったことでしょうか。具体的にお願いいたします。

高橋英俊議員) それではっきり申し上げますとですね、区域外就学承諾書というのを正式に、やはり、当然、この、この件のことを言ってるわけですよ。そちらの学区外の中学に、小学校に異動するという前提のお話を私しています。そのことについて、教育委員会同士が、隣同士と大磯町の教育委員会が、この承諾書を取り交わすための協議をされていたという、それをさっき答弁いただいたじゃないですか。部長それはそれ、その話ですよ。

大槻教育部長) すいません高橋議員がその事案についてと言ったんですけども、ちょっと私どもと具体的に何を話していいか分からなくて、その承諾書と言われるものについては、答えは辻丸のほうにさせていただけましたが、次の質問のときに、この事案についてのっていうお話がありましてその事案が分からなかったです。

高橋英俊議員) 区域外、就学を承諾する理由という件がありますね。その件。

辻丸学校教育課主幹) まず大磯町から他の市町村のほうへ、何ていうか、学区を越えて通学する場合というのは、大磯町のほうで決められるものではございません。当然その受入れ側の市町村のほうに、教育的な配慮だとか、様々な理由で、受けていただけるということになります。今の承諾書っていう部分は、ちょっとすいません私もそういうものでは、ごめんなさい協議してるわけじゃないんですけども、受入れ先の自治体のほうが、受け入れるに当たって、それなりに理由がなければ受入れられないということでもありますので、そこは保護者の方と、お話しさせていただいて、学校とも確認の上、こちらのほうで、理由書というような形です。先方の自治体さんのほうに、提出させていただいたというところでは、対応しております。

高橋英俊議員) 当然、向こうさんのね、やっぱり保護者の方が、隣の教育委員会に行って相談をしている。この区域外の承諾を求めて、そうなれば当然、大磯町の教育委員会、確認しますよねこれね。確認の上、隣の二宮の委員会が、だって、認証を認めなければ、それを認められないじゃないですか。だからそういったことを、もう既に11月の時点で、されていたんでしょって話を聞いているわけですよ。

辻丸学校教育課主幹) 11月の時点で、転出転校というあたりは、保護者さんの御意思がありましたので、その辺は受け止めて対応してきたと思います。我々としてはもちろん、転出転校というのが解決の最大の手段だとは思っておりません。当然その

まま現在の学校のほうに残ってほしいというふうなつもりで、我々も、学校もいじめ対応してきたと思います。ただ、我々としては、十分保護者の方と、議論を重ねてですね、公立学校として取りうる対応については、教育委員会も学校も協力して対応させていただいたというふうに思っておりますけれども、当然そこは町長もおっしゃったように期待に応えられなかった部分はあるのかなど。ただ我々担当として、対応してきた中では、十分保護者と御理解させていただいて、お互い納得する形ですね、転出のところまで、対応させていただいたというふうには認識していたというのは事実でございます。

高橋英俊議員) 私は、決してね、皆さんのほうで、手落ちがあったとか、やはりこれ人間のやることですからね、一方的な話をするつもりは全くないです。ですから、学校側としても、一生懸命対応されていた、教育委員会も一生懸命対応されているとは思いますが。ただ、ただね、さっきも吉川議員が言うように、この記事にね、1年生入学時に入って、1年から5年まで、5年の2学期までですよ。子供をこういう気持ちにさせてしまったということを、記事に載ったわけですよ。大磯町の小学校でこういうことがあったと。これは結果論かもしれませんが、だけど、こういうことがないようにしなくちゃいけないっていうのは、これ大前提の話じゃないですか。だから誰がどう、どうの悪いとかって話じゃなくて、今井議員もおっしゃってましたよ。子供のこと、子供の中心に、やはり動いていただかないと。大事なのはこれの対策じゃないですか。だからこういう事案をよく、どうしてこういうふうになったのか検証し、そしてその対策を立てる。そういう形を考えていかないと、この事案は、どこまでも悪い方向に行きかねない。別に誰もみんな悪い方向に行こうなんてみんな思っていないですよ。大事なのは何でこういうふうになったのか、そして今後どうしたらいいのかってことを考えなくちゃいけないのが、私は主眼だと思って今この話をしています。ですから、何ででしょうかねえ、やはり本当、残念といえば本当残念ですよ。どんな理由があろうとも、やはりその子供に寄り添えなかった、寄り添いきれなかったというのは、1番担任の先生ってのが1番、心痛厳しいところあるんじゃないんですか。私はそう思いますよ。私も、3人子供いますから、やっぱり女房に聞いたところによれば、やはり担任の先生というのは一人一人の子供、よく見て、とにかくその対応に当たっては、今日担任の先生がね、一生懸命その子供の、ふだんを見てますので、そういったことをやっぱり文科省、例えばそうは言ってもですね、いじめの問題というのは、どうしても加害者、被害者、文科省も被害者側の立場に立って考えろと、事案が起こってしまうとこういうふうになってしまうんですね。だけどやっぱり言えること言えないこともあるでしょうが、やはりその反省というかね、まずこういう記事に出てしまった反省というのを、私たちとして、また、私としてみれば、前向きなことをね、ぜひ教育委員会からお話を聞きたいなと思って、今回は公開にさせてもらったものなので、できる範囲の中でね、ぜひその誠意という、誠意ってちょっと言い過ぎかもしれませんが、一方的なことではないかもしれません。ただ、結果、こういうふうになってしまった。被害者の方がね、これぜひ読んでいただきたいという手紙を預かってきましたので、ちょっと御披露しますね。「僕は今、二宮小学校に転校してすごく楽しいです。どうしてかと

いうと、悪口を言われたり、階段で突き飛ばされることがないからです。さらに、トイレにも安心して行けるからです。友達をけなす人もいないから学校が楽しいです。きっとまた、いじめられている友達もいるかもしれません。いじめはやめてください。まちを歩いていても、いじめられないようにしてください。」これは本人の手紙です。ですからそういうものを受けてね、しっかりとこの、今後の対応というんですか、そういうところを肝に銘じてですね、しっかりとした対策をつくって、今後の対応をしていただきたいと思います。どうですか。

熊澤教育長) 高橋議員ありがとうございます。教育委員会も学校もですね、常に連携をしつつ、ずっともう、代々の校長ともですね、話をしながらやってきております。そして、その子だけじゃなくて被害の子が加害になったり加害の子が被害になったり、様々子供ですから、繰り返しております。前に 800 何件という膨大な数じゃないかという御指摘がございました。多分今度は 900 何件になるんじゃないかという、認知数ってのは、どんどんどん増えて、いじめ法が、私は悪いとは言いませんけども。いじめを私が学生の頃は、悪法も法なりとかっていう言葉がよくはやってましたけども、やっぱり、どうしても、昔だったら、子供同士謝って終わるとか、先生が間に入って仲介して終わるとか、そういうことが一切今出来ません。何かあれば、必ずそこに保護者を入れて、保護者が納得するまでやらないと、解決したことになりません。そういう時代というか、そういう流れになってきておりますし、ですから、もう常に先生方はもう、目を見開いてですね、見ながら指導に当たってくれてると思ってます。今回の件については、向こうへ転出されて、本当に、こちらとしては先ほど辻丸のほうで申し上げたように、転出することをよしとしてるわけじゃなくて、残ってできるようにしたいということです。ずっとやってきました。でも、最終的に転出ということ、保護者の方から、御相談がありましたので、何とか保護者の意に沿うようにやろうということで、できる限りみんなで連携して、隣町ともお願いしてやらせていただきました。少し今の手紙を見て、気持ち半分安心しましたけども、そういうふうに、隣町からも報告を受けております。子供は本当に、別に場所はどこでもいいんです。しっかりと、自分を生かして学んでくれればありがたいなと思っております。まだ小学生ですのでこれから中学校もありますので、今後いろんな面で、子供、保護者も気持ちよく生活できるようにしたいと。その中で、重大事態にするかどうかという判断は、物すごくやっぱり重要なことだと思うんです。これをもって、保護者から申出があったんでしまったけど、これで調査委員会が開かれて、多分、呼ばれて調査されると相当つらい思いをされるんじゃないかというの、分かっておりますので、それを覚悟で、保護者の方もおっしゃったと思いますので、それに対してもこちらは十分に対応したいと。今後ですね、高橋議員おっしゃったように、そういうことが、学校の中で、なるべく減る、本当はゼロにしたいんですけども、もう半減でもいいから、みんなで頑張ろうということで、まず基本は学校は授業ですので、授業の中で、子供たちが自分を生かせるような時間をつくってほしいということで、管理職とも連携してやるつもりでおりますので、ぜひ皆さんも機会あったら、覗いていただければありがたいと、よろしく申し上げます。

鈴木京子議員) それでは何点かの事実確認をさせていただきます。町長に、まず、報告をした日、それを教えてください。

辻丸学校教育課主幹) 4月の14日、保護者から重大事態としてっていう取扱いをこちらで認めた日にですね、そのまま町長のほうにも、一報入れております。

鈴木京子議員) 大磯町のいじめ防止基本方針、それから、このいじめ防止対策推進法に基づく、いろいろな、文部科学省で出している調査に関するガイドラインですとか、そういったものがあります。それで、このケースでは、調査という形で何か行われていたことはあるんですか。

辻丸学校教育課主幹) 当然学校はその都度いじめの認知報告を受けております。そのときに保護者とも対応しておりますので、そういったものを記録としてまとめております。それが調査に値するかどうかというのはちょっとまた別の話ですけども、今回の第三者委員による調査というのは、その辺の学校がまとめたもの、保護者さんから御提供いただいたものも全部あわせてですね、再度、いじめの事実について、明確にするという調査をさせていただくということになります。

鈴木京子議員) この大磯町いじめ防止基本方針の19ページにですね、重大事態発生時の対応についてというフロー図があります。今までいろいろ対応をされてきたところの、その部分というのはフロー図に、すぐ落とし込めるような、ここでやってますという形があったのかどうかちょっと、まず伺います。

辻丸学校教育課主幹) 19ページの重大事態発生時の対応についてということですので、今回は重大事態とみなしてない、町長に、保護者から言われるまでは、こちらとしてはみなしてなかったわけですから、この表に落とし込める部分はないというふうになります。そこに至るまでの対応については、しているというところではあります。

大槻教育部長) 各小中学校にですね、いじめの防止の基本方針ってのがございまして、今、鈴木議員のほうでお話のあったところですと、定例、それから緊急の場合に、それぞれいじめ防止会議というのが各学校にございますので、その中で対応が図られていたと認識してございます。以上です。

鈴木京子議員) このフロー図のね、1番下のところですごく小さい字で、児童生徒保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合は、重大事態とみなし適切かつ真摯に対応という文字があるんですね。で、もうみなし規定で、ただ、重大事態と同じ扱いをしますよということを、私は教育委員会自らそこで言ってるんだと思うんです。そうすると、そういうことであっても、この調査というところはこのフロー図の中に落とし込めるようなものではなかった、ということではないですか。

大槻教育部長) この19ページに記載はですね、あるその境がですね重大事態というところからの先のお話でございまして、その前についてはこのフロー図には入っていないというふうに理解していただければと思います。

鈴木京子議員) ほとんど言葉のあやみあいになってくるんですけども、ただね、重大事態とみなすよということが書いてある以上、何かこちら辺で、こういう対応をしましたと、いうことがあってもいいんじゃないかというふうに私は思うんですけど。それは見解の相違で仕方ないですね。それで、これから、第三者委員会と一

言でおっしゃいますけれども、ここには第三者委員会という言葉は見当たらないので、きちんと、どの法律に基づく、調査委員会なのか、教えてください。

辻丸学校教育課主幹) 大磯町いじめ防止基本方針に基づきまして、重大事態が発生した場合には先ほども言いましたけれども、事実関係を明確にするための調査ということを行います。これについては、学校が調査主体になる場合と、教育委員会が調査主体になる場合があるというふうな分け方をしております。今回は、我々のほうがですね、情報公開請求の際に保護者から教育委員会として直接、そういう申立てがあったということで、今は教育委員会が調査主体となる場合ということで対応しているということです。そこに書いてある通りちょっとお読みしますけれども、教育委員会が行う調査は、教育委員会の附属機関として設置する大磯町いじめ問題対策調査委員会が中心となって実施しますというふうに書いてありますので、この調査委員会のメンバーの中からですね、すいません、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者が、やっぱり含まれていかないと、要はこの町のいじめ問題対策調査委員会の委員としてはですね、区長さんの代表者だとか、民生委員さんの中から選ばれた方とか、人権擁護委員さんから選ばれた方も委員として入ってるわけです。PTAの会長の中からもお1人いただいているというところで、そういった方にはやっぱり調査委員として、入っていただくのはなかなか難しいというところで、そういったことを明確にちょっと分けるためにですね、この方針にはきちっとそれに書かれてないんですけども、我々としてはこの調査委員会の中の第三者委員というような言い方で、そこから調査をしていただくということで対応しています。ちなみに、今事案に関しては、もう、調査委員の中でこういう方をメンバーとして調査させていただきますということは、当該保護者の方とも、私、面談させていただいており、御了解いただいているというところは申し伝えます。

鈴木京子議員) はい、確認出来たことはね、第三者委員会という名称のものではないということですね。第三者が入った調査委員会。それで、実は、別件で事案の相談私受けております。この中で、やはり本当に本当の意味での第三者という人が、適切な人がね、入れるのかどうかというところはとても大事なところだと思います。それで、そこをきちんと、皆さんが納得した上で、その人に入っていないかと、またこじれます、きっと。それはよろしくお願いします。それからスクールロイヤーという人がいます。スクールロイヤーは、こういうところはどういうふうに絡んでくるのでしょうか。

辻丸学校教育課主幹) スクールロイヤーは、それぞれの市町村の教育委員会に、自治体によって配置するものでありますので、基本的に大磯町と雇用契約というか、してしまうものですので、弁護士資格がある者なんですけれども、当然そういった方が調査員になると、今、議員おっしゃったように、第三者性とか、公平性ってあるのかなというところになりますので、今回に関しては、町のスクールロイヤーについては一切関わっておりません。ただし、この町のいじめ防止対策調査委員会にはですね、職能団体推薦ということで、今回弁護士入っていますけれども、これは神奈川県弁護士会から推薦をいただいている方に、入っていただいています。これは神

奈川県内どこの自治体もそのような形です。ですから、自分たちで弁護士を選べるということではなく、神奈川県弁護士会から推薦をいただいた方と、調査員の委嘱任命はこちらでさせていただくという形になりますので、一応町の中の附属機関としてなっていて、やはり、保護者さんとか、過去の重大事態、私も対応したことあるんですけども、そうやって保護者と話すと、どうしてもそういうところ、町とまあなあってませんかみたいな話はね、多分出てしまうところだと思うんですけども、定例でやってる、年2回の調査委員会もですね、本当に何ていうんでしょう、附属機関ではありますけど、我々とは本当に緊張感ある関係の中で、委員さんとはやっていると思っておりますので、過去私も調査委員会の事務局担当していたときには、やはり認知件数の上昇はいいけれど、さっき高橋議員もおっしゃったようにやっぱり対応とか、今後繰り返さないというところが、まだまだ学校は甘いんじゃないんですかというような御指摘なんかも常に受けながらやっておりますので、そういった方が今回調査員としてやっていただけるということで、十分、保護者の公平な調査には、期待する部分であるかなというふうに思っております。

鈴木京子議員) 今、辻丸先生がいみじくもね、どうなのっていう意見も届いているという、ちょっとまさにその部分なんですけれどもね、やはり弁護士っていう人が登場したときに、普通の人はずごく威圧感を受けると思うんです。ですから、そういう方がもし絡むとしたらね、そこは本当に上手に必要なに応じてやらなくちゃいけないし、本当にね、弁護士も医者も、いろんなタイプの人がありますからね、本当に。いや、ちょっと笑い声ありますけれど、だって当事者にしたら物すごい、もう真剣な話ですよ。だから、それは、神奈川県弁護士会がね、推薦するからって言って、そのまま、いいですねって、十分ですねって言うのではなくて、本当にきめ細かくやっていただきたいと思うんですけど、ちょっと見解をお願いします。

辻丸学校教育課主幹) 当然、職能団体推薦ということで、弁護士会に対してこちらから推薦してくださいという依頼は、2年に、何年かに1回するんですけども、その際当然、この委員が、そういうふうに期待に応えられないというところであれば、当然こちらからもそういう見解等はつけて、神奈川県弁護士会にもお伝えするということにはなるかと思えます。ただ、今までいただいたのは、任命させていただいた弁護士に関してはですね、本当に真摯に丁寧に対応していただいている弁護士かなというふうには思っておりますので、そこは今後も注意深く、委員としての、協議なども続けていきたいというふうに思っております。

竹内議長) 暫時休憩いたします。再開は3時15分からいたします。

(休憩)

竹内議長) 休憩を閉じて再開します。質疑のある方。

二宮加寿子議員) 対応について何点かお伺いしたいと思います。今回の新聞報道ということで、私たちはその報道をもって知ったということになりますので、そこからまた再度掘り下げて、その対応についてお聞きするところなんですけど、学校にはスクールサポーターさんとかがいらっしやって、そういう小さなところまで、見守っ

ていただけるような対応というのはされていたのでしょうか。

辻丸学校教育課主幹) 各警察署には、スクールサポーターとあって、退職された警察官の方が主に任命されてるようなんですけれども、そういった方がは常駐していて、学校関係の、そういう警察事案等の対応とかです。御相談いただいたり、定期的に学校のほうにも来ていただいて、見回り等もしていただいたというのは過去にも聞いております。ただ今回に関しましては、事案上、特にスクールサポーターさんの御指導等いただいたということはしていません。

二宮加寿子議員) 先ほどのお手紙を、お子さんのお手紙を読むと、授業中だけではなく、いろんなところで、自分にとって不快な思いがあったということが聞いて分かったところですが、PTAのほうから学校のほうに、教育委員会です。学校通じてでも教育委員会のほうに、そういうことが行われてるといいますか、そういうことが、そういう風景とかそういう場面にあっているとかが、そういうことは小学の低学年からあったということをおっしゃっていますが、それについては、何か、事柄として挙げたことがありますか。

辻丸学校教育課主幹) 学年当時、事案発生したときには、該当の保護者、対応させていただいてたというふうに我々は思っております。また今回の件を、PTA等のほうから、町教委のほうに御連絡あったかというところでは、事案経過中の時ではなかったと認識しております。

二宮加寿子議員) いじめを認めるというのは、やはり、いじめた側が100%悪いというところから発生しないと、いじめられたほうが悪いんじゃないかと、そういうことでは解決はなされないと思うんですね。本当にこういうことになって、私たち、こんな人数いるのに、1人のお子さんを守れなかったという、そういうことは本当に真剣に考えていかなければいけないし、登下校のときにも、やはり大変な思いをして帰ってこられたと。家に着いたら、どんな、ぐったりされていたんじゃないかなと推察するところなんです。チーム学校という取組でもあるように、警察の方のパトロールとか、登下校に対しての見守りとかです。私たちも見守りとかしてますし、いろんな方を見守りはありますが、認識されていないで警察のパトロールというのは、ちょっと先走っているかもしれないが、何かそういうことは、常日頃されていたのでしょうか。

大槻教育部長) 私も令和2年からこちらに参りましたが、大磯小学校においてはいろいろな問題が発生していたというふうに認識しております。その都度、私たち、町教育委員会も当然、指導主事もそうですが、学校の教職員、あるいはですね学校運営協議会のメンバーにも、去年も、学校のほうで見守り等をしていただきました。この事例も含めてですね、学校の教職員や私も駅前に立ちましたが、子供たちの登下校のときには見回り、見守りっていうのをしました。当然、PTAにも行なってもらいました。この中の議員の方にも学校のほうに来ていただいて実際に授業風景を見ていただいたこともあります。我々もできることはやっていたというふうなつもりでございます。被害者、加害者がそれぞれ、いろいろある中ですね、学年を学年の中で、クラスを変えたり、階を変えたり、そういったことも学校としてやってまいりました。ですから、できる範囲のことをやっていたというふうに認識し

てございます。

二宮加寿子議員) 警察のほうのパトロールというのはされてなかったということでしょうか。

辻丸学校教育課主幹) この事案に関してということであれば、そのお願いはしておりません。

渡辺順子議員) それでちょっと確認させていただきたいと思います。私この記事が出た次の日に、教育委員会がありましたので傍聴させていただきました。そのときに教育委員会の方から、確認の発言がありました。その内容がですね、この新聞記事の事案については、教育委員会の定例会では議題にならなかった。それはもうまた、聞いたことを書いているので間違ったら言ってください、ならなかったが報告は受けていたと。それで、そのあとちょっとほかの教育委員会の方に確認して、総合教育会議ですか。これが1月と3月に開かれていて、それではこの事案は、そのときには、議題にならなかったんですかって伺いました。何か3月に秘密会があったということ伺ったので、その秘密会がこの事案だったのかなって、それを確認したかったので、伺ったらそのときも、この、ほかではこの事案ではなくてほかのことだったと。だからすごくたくさんこういう事案があるんだなということが分かりましたけれども、それでこの定例会の議題に挙がる事案と、それから総合教育会議で秘密会にして話し合う事案とそれからそこまでもいかない事案、だから相談を受けているけれども、定例会でも話にならないような、そういう何か3段階、というのがあるのかなというふうに思いました。何か聞くところによると本当800ぐらい事案があって、それぞれ対応してるということだったので、その辺の私たちには分からない、その区別の仕方っていうかね、段階で対応されているというところを、ちょっとこの件に関しては、だから、定例会の議題にはならなかったもので、どういうふうな受け止め方、報告は受けていたということだったので、それでまず、それでよろしいんですか。その点を教育委員会の方からそういうふうに質問があったということで、教育委員会の受け止め方、委員の方の質問はそれでよろしかったんですか。それだけちょっと最初に確認させてください。

大槻教育部長) その委員の方のお話は、教育委員会の定例会の中で、そういったことが報告をされましたかということで、先ほど来申し上げてるとおり、4月の14日のときに重大事態として認定しておりますので、そのあとの教育委員会の定例会が、この前の定例会っていうような形になりますので、それまでは定例会では報告はしておりません。ですからその前に、事務連絡調整会議ってのがございまして、その件だけに関わらず、例えばいじめの件数であるとか、こういうことがありましたとか、例えばですけども、こういう事例が学校でありましたっていうのは、教育長のほうから、この1か月間にこういうことがありましたっていう中であったかもしれませんが、定例会の議題として取上げたことはございません。

渡辺順子議員) 定例会の議題にもなくて、総合教育会議の秘密会にするような事案でもなかったと。そうすると、この保護者の方の受け止め方と、学校の対応っていうか、そういうものに随分ずれがあったじゃないかなと、保護者の方の気持ちになると、そういうふうに感じられるんですけど、それでよろしいですか。

大槻教育部長) そういった意味では、今回のことに関しては保護者の期待に応えられなかったのかなってというのは、新聞の取材に、受けたときにそういうのはお答えはしました。ただ、我々としてはそういった申出が保護者様からあったので、その境にですね、重大事態として受け止めて対応を始めたということにございますので、そのこのところの時間差が少しあるのかなというふうに思います。

渡辺順子議員) 今の大槻さんの、申入れがあったということで重大事件にしたというところの申出というのはどういうことだったんですか。

大槻教育部長) 保護者からですね、そういった申出があった場合については重大事態として認定してよろしいという形になってございますので、その他はですね、ほかの場合によりますと、いじめ防止対策推進法のほうで、28条にですね、どういった場合に重大事態になりますよってということがございます。28条の第1項事案と第2項事案ってのがございまして、そこに記載されていることが、重大事態としてとらえるということになってございまして、その他要件が幾つかございまして、そのうちの 하나가、保護者からの申出ということがありますので、我々はそれをもって、重大事態として認定したという形になります。

渡辺順子議員) そうすると保護者の方からいじめがあったというふうな申出があったということですか。その28条は私よく分からないんですけども。

大槻教育部長) いじめがあったということだけじゃなくてですね、そのお話を聞いたときに、これは重大事態として取り上げるべきだという判断を総合的にしたということですよ、はい。

渡辺順子議員) わかりました、でもこの方は1年生からね。そういうふうに思っただけで、多分学校のほうにも何回か、相談されたと思うんですね。先ほど記録の話が出ました。それで記録にするべきものと、そうじゃないものもあるかもしれないんですけども、こういうこの方がですね、どういうふうについて、どんな内容のことを相談されたということは、多分記録として残っていると思うんですけど、ありますか。

大槻教育部長) これから、その調査委員会の中で、保護者の方からもそういった資料を出していただきます。学校からも、今までの経緯のものを出していただきます。それを突き合わせて、今までの事実確認をしていただくというような流れになります。

渡辺順子議員) そのこのところがすごく大事だと思いますね。それで保護者が出したところにちゃんとそれと同じような、受け付けているかというところがちゃんと確認出来ない、保護者の方も納得出来ないかもしれないので、私たちもどういふふうないきさつがあつて、そういうことがきちんと保護者との間で、納得いくような、対応していたかというところをしっかりと確認していただきたいと、そういうふうに思います。それから調査委員の方の名前を保護者の方にもお知らせしてあるというふうにさっきおっしゃったけれども、そのことについては保護者の方も、それでいいというふうに納得されたんでしょうか。

辻丸学校教育課主幹) 保護者のほうから了解はいただいているというふうに思っております。

渡辺順子議員) 分かりました。本当にこういう事態になって、一番お子さんがね、お気の毒だなと思います。それで、私もちょっと学校のほうを見学させていただいたんですけども、私はどの方がどうっていうのは全然知らなくて、学校のほうを見させていただきました。いじめということではなくて、学級崩壊というようなことで、お名前も全然知らなくて、聞いたもんですから、ちょっと見学させていただきまして、やはりちょっとそういう事態に遭遇しました。私があれした方とこの方とは一緒の方なんでしょうか、私の名前も何も知らないのです、その辺だけちょっと確認させてください。

大槻教育部長) すいません。多分違う方ではないかなというふうには私は考えておりますが、そこは具体的に今、名前をやりとり出来ませんので、はい、すいません。

渡辺順子議員) 何かいろいろね御相談されているようなので、ちょっとその辺、私分からなかったの伺いました。これからということで、しっかりと、納得いくような、関係を築いていただければと思います。

奥津勝子議員) 実は、去年になりますけど、ちょっと去年のノートが今持っていないので、日にちがはっきりしてませんけれども、保護者の方から御相談を受け、教育部長にすぐ話を聞きました。そのときに教育部長の話になったことはちょっと言いませんけれども、いじめをした、そのときはクラスが、すごく、いろいろ荒れてて勉強が出来ないっていう、ちょっとそういう悩みを持ってらっしゃったんですよ。でも、先ほどの高橋議員への本人からのお手紙と、そこに転校したところで、階段から突き落とされたりとかね、そんなことがなくなったっていう、そういう一文を見ると、そのほかに、やっぱりいじめがあったんだなって思うんですよ、今、そういう聞いたとき。そんなときにあれですか、私が相談に行ったときに、いじめをしている、要するに学校の中で暴れているとか、そういう方への親に対して何か付度あったんですか。

大槻教育部長) 少しちょっと、申し訳ございません、私の中で理解が分からないんですが、付度ってのは誰かに対して私が付度したというかどうかの御確認だと思いますが、付度は私は特にしておりません。ていうか、こういう質問の意味自体がちょっと半分以上分からないんですけど、付度はしていないと思います。

奥津勝子議員) ちょっとこれ言っちゃっていいものかわかんないので。でも、私があれでしょ、大槻さんに、こういう相談受けたんですけどって、状況どうなんですか。そのときは、教育委員会の方が、学校のクラスに入るとおとなしいと。だから、そう大人が入ると何か暴れないし、おとなしいんだって、そのときの保護者の方から相談を受けたときに、ちょっと影響力のある人が親で、だからその親に対して、私が相談に行ったときに付度はあったんですかっていうことを聞いたんです。

大槻教育部長) 加害も被害もですね、等しくというか、加害に対しても指導はしておりますし、被害についても保護者からの訴え、当時の訴えに応じて対応はしていたので、それは私も見ておりますので、決してその加害の方に対してですね、何かこう、あるいは配慮したっていう記憶はございません。言うべきことは言っておりました。

奥津勝子議員) そうですか。言うべきことを言って、でも、いや、要するに親の言う

ことは、親の上から離れると聞かなかったっていう結果になったわけですよね。6年生になったらきっとクラス替えがあるので、それで落ち着くかなっていうこともそのとき保護者、言ってもらっちゃいましたけど。6年生になってから、何でしょうね、隣町の小学校に、5年、もう5年中に行っちゃったんだ。それでね、そんなとき、大槻部長は、あれですか、何ですか、何、重大事態の発生という、そういう部分とは全然解釈はしてもらっちゃらなかったんですか。

大槻教育部長) お答えします。私はどうかということか、の質問でございますので、私はですね、それが全て重大事態につながっているとは思ってございません。先ほど言ったとおり、令和2年から私見ておりますので、状況が改善したときもありましたので、それが全てずっと同じような状態ではないというふうに認識してございます。

奥津勝子議員) 保護者の方も、教育委員会のほうに、役場のほうにね、こういう状態なんだけど、どうにかしていただけないでしょうかっていう、そういう御相談は何回かあったんですか。

辻丸学校教育課主幹) 1年生から4年生の時っていうのは、ちょっとすいません、記録として今すぐぱつと言えないんですけれども、昨年度に関しては、教育委員会のほうと保護者も交えてですね、学校と一度お話をさせていただいたりもしております。その中で、そこで、すいません、その対応について十分御納得させていただいた上で対応は進めたとは認識はしてるんですけれども、やっぱり学校の中でもできることと出来ないことと、あとお約束したけれども、常にできてることとかも、ちょっと何かなんていうのかな、難しかったりするっていう場面もあるのかなというところで、そういった部分も含めて、やっぱりちょっと保護者さんの期待に応えられなかった部分もあったのかなと思ってますけれども。我々も、そこで話合いもさせていただきまし、私自身も電話等で何回もやりとりさせていただきましたので、こちらも丁寧に対応してきたなというふうには思っております。

奥津勝子議員) ちょっと最近、その保護者から、私が相談を受けたお家がありまして、その方にちょっと確認をしましたら、今は、今、小学校6年生ですよね。また今度、大磯中学に入ると、いじめを受けた生徒も、大磯中学に来るんじゃないかっていうね、心配をされて、向こうの二宮のほうの中学に行かなくてはいけないんじゃないかっていう、何かそういう心配もしてもらってるって間接的ですけどもね、そういうふうに聞きました。そういうことはあれですか、教育委員会のほうでは、どういうふうに考えてもらってますか。

大槻教育部長) 今この時点でどうするかって言われても非常に難しいんですが、保護者の方から相談に応じてですね、期待に応えられるようにですね、図れる状況を図りたいと思います。

奥津勝子議員) すいません、情報公開を求められ、そして、重大事態として認識したっていうふうに言われましたけれども、ちょっと確認ですけども保護者のほうから、この事例は重大事態としてきちっと取り扱ってくださいと、そういうふうに言われたことはありましたか。

大槻教育部長) その部分もこれから調査委員会のほうに、具体的に報告をいたしま

すんで、詳細についてちょっとこの場ではなるべく言いたくないんですが、形的には、今、議員おっしゃった内容で間違いございません。そのときに情報公開を求められて、保護者様のほうから、これは重大事態じゃなかったんですかということがあった上で、これは重大事態として取上げてほしいということがございましたんで重大事態として認定したということになります。

庄子幸太議員) では質問をさせていただきます。私、非公開ということ、秘密会を希望しましたので個別事案については最小限にとどめて、制度上のお話をし、質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず先ほど奥津勝子議員の質問の中でありましたけれども、当該被害児童という形になりますが、この被害児童が、そういった経緯で新聞報道が起きたということなんですけれども、最近直近で、いじめ認知という形で行なったことはありますでしょうか。

大槻教育部長) すいません、いじめ認知で行なったという、ちょっとその質問の趣旨がよく分からないんですが、このいじめの、いじめという認定のところの概要を読んでいただければ分かるんですが、子供たちが不快な思いというか、気持ち的に嫌な思いがしたっていうことであれば、それはもういじめ 1 件でございますので、それは昨日、今日でも、先生にこういうことが嫌だったって言えばそれが 1 件という形になります。

庄子幸太議員) 当然にいじめ認知ということの結果として、このような形になったということなんですけれども、秘密会を希望したのもやはり保護者の当事者として、様々な、子供とか保護者のお話を聞いてますので、今回は当該被害児童ということの案件ですけれども、それにかかわらずですね、様々な関係者の方がいらっしゃるということで、私は秘密会が好ましいだろうというふうに考えたわけでございます。1 点ちょっとこのいじめ法とですね、様々なガイドライン等で町のほうのルールとしている、このいじめ防止基本法の中での確認を数点させていただきますけれども、これで重大事態への対処という、14 ページのところですね、先日、教育長答弁で適切、対応はしてきたと、しっかりしてきたと。本日の答弁の中でも、できることはやりました、やったんだというお話もあります。私もそれを学校の中でですね様々な保護者からも聞いておりますし、学校外のところでも、一生懸命対応されているというふうに認識をしておりますが、この重大事態かどうかの判断というところで、幾つか、以下の考え方により、原則として各学校が判断するんだとまずは。それを重大事態の判断は各学校がするんだと、こういう規定があります。この規定の判断基準として、ちょっと、言葉は少しきついんですけれども、例えば自殺を企画したりだとかですね、企図したり、至った、または身体に重大な障害を負ったと。こういった金品等に重大な被害を負った、精神性の疾患を発症した、こういった、幾つかの基準がかなり重大な基準が述べ書かれております。当然に、こういったことが該当がなかったから、これまで重大事態として認定しなかったという理解でよろしいですか。

大槻教育部長) はいお答えさせていただきます。ここは極端な話でございまして、これが直接的にですね、何かどこに 1 番起因しているのかっていうのをやはり考えたいなというふうに思っております。今回の場合は、直接的に転校ということもご

ざいしましたが、最終的には、学校の調査、学校からの申出ではなくて保護者の方からの申出に基づいて我々が判断したってところになりますので、決してここだけじゃなくてですね、そういった内容によって判断するべきものだというふうに認識してございます。

庄子幸太議員) そうですね、同じ項目の中に保護者がですね、児童生徒または保護者から、それが申立てがあった場合、これは、その時点で学校が、そういった結果ではないんだというふうに判断した場合でも、これは重大事態として認識しなければならないというところまでは書いてませんけれども、それをすべきだというふうに規定がなされています。これに則って、重大事態という認定をされたんだと、いうふうに感じております。あと、先ほど教育長からですね、これは重大事態に認定しない限り第三者委員会ってのはつくれませんので、これから調査ということになるわけでありましてけれども、また後ほどそのメンバーについてはお聞きしますけれども。この、先ほどですね、教育長が、調査に当たって、心配な点もありますと、こういうことを述べられました。これは保護者である我々も同じ認識を持っておりまして、昨年11月にですね引越しという形で、御対応された。そしてこの4月に、また、保護者からの申出があった。ここちょっと確認したいんですけども、この11月から、この4月、この申入れがあるまでの間、1月3月と教育会議を開かれていた。この間のこの申出のあった保護者の方からのアクションというのはあったんでしょうか。

辻丸学校教育課主幹) すいません、転出してからの、いわゆる教育指導的な部分に関しての、我々、私のほうへのお問合せというのはなく、3月の末にですね、6年生になって修学旅行等があるので、またそこで、いろいろ、何ていうんでしょう、会ったりしないようには配慮してほしいというようなことはいただいております。

大槻教育部長) これから委員会ございますので詳細は申し上げられませんが、今お話をさせていただいた以外にもですね、直接的なこの関係ではございませんが、何回か違ったところの相談というか要望みたいのがあったことは事実でございます。ただ、ちょっと詳細についてはお答え出来ません。

庄子幸太議員) はい、私のほうで申し上げたいのは、やはり、この4月の新聞報道でですね、こういった不幸にもですね、我々がこういったことを知ることになったというところが、一つ非常に残念だったと、いうふうには感じておりますけれども、これまでの対応に関しては、こういった基本法に則ってですね、基本の方針に則ってご対応をされたと、このように感じてます。しかし、保護者の気持ちからしますと、昨年の暮れぐらいまでですね、非常にいろんなことが起きてたことは承知しております。保護者、これは被害児童も含めて加害児童の周辺も含めてですけども、これからまた第三者委員会にですね、これが招集をされて、聞き取りが及ぶと。このあたりも、重大事態を決めるところで非常に教育委員会としても難しい判断だったと私は思います。もちろんそのタイミングがいい悪いはあります、当然あると思いますけれども。ですから、ほかにも、重大事態を検討しているものもあるというふうに鑑みますと、これが常態化してしまうといいますか、先ほどもあったかのよう、もちろんそれはいじめというのは本当に非常によくないことであるというの

があります。しかし、先ほど申し上げた、規定等ですね、に鑑みて、本当に、それに影響を及ぼす、児童生徒の配慮というものも、また一方では非常に大事だと。これは人権に関するものも含まれます。生命に及ぶということもありますので、ぜひ、これは公開ということで、聞くことではないんですけども、本当にもう第三者をしっかりと認定していただきたいと思います。その第三者委員会のところでお聞きしますけれども、この重大事態発生の報告のところですね、今回、調査委員会からメンバーを選ぶという形で、先ほど御答弁ありましたけれども、この構成員としては、緊急支援委員という形での招集という形になるのでしょうか。

大槻教育部長) はい、お答えします。今の緊急事態、緊急支援チームとは別でございます。

庄子幸太議員) 緊急支援チームとは別ということは、この調査委員会のメンバーから、数名を選定するという事ではないんですか。

大槻教育部長) 大磯町いじめ問題対策調査委員会の中から、適任の方を選定するという形になります、以上です。

庄子幸太議員) それでは、それ以外の方は招集する。今のところ、つもりはないということですね。

大槻教育部長) 大磯町いじめ問題対策調査委員会規則の中に、委員長が認めれば、それ以外の方を招集することは出来ますが、今のところそういったお話は聞いていません。

庄子幸太議員) 分かりました。被害の方でもですね、加害の方、子たちも含めてですけども、本当に慎重に、丁寧に、この調査が行われるということを望んでますので、どうぞよろしくお願いいたします。

清田議員) もうこれで最後になると思いますんですけど、先ほど高橋議員のいろいろ、被害者の保護者にお会いしたということなんですけど、私も一緒にお会いしました。それで少しちょっと確認したいことがございます。新聞報道があった翌日に私と議長が、一応こういう内容はどうなんだということでお聞きしまして、その中で、教育長、大槻部長からいろいろ、説明を受けました。それは被害者児童の保護者のいろんな心情とかいろいろなこととお話しされましたが、それはそのときの話は、今、私は申しませんが、そのときにお会いしたときに、被害者の児童の保護者の方がですね、いわゆる、その被害者の保護者の方が事を大きくしていると。被害児童の保護者が問題というふうな発言をされたとかですね、いろいろ被害者の保護者が神経質とか、そういうことを言われたというふうなことを認識、話されてましたんですけど、そういう認識はございませんでしょうか。

大槻教育部長) はい、お答えします。今この場ではその件に関してはお答え出来ません。

清田議員) それからですね、いわゆる情報公開で、4月の14日ですか、重大事案とされたということなんですけど、加害児童の保護者に対してですね、何かそういう再発防止に向けてとか、そういうふうな働き掛けをしたのかどうかというのは、大変疑問に思われていましたんですけど、その辺はいかがでしょうか。

大槻教育部長) その都度、必要に応じて学校でそういったことをしてきたというふう

に認識でございます、以上です。

鈴木たまよ議員) それではちょっと1点確認させてください。昨年の秋11月頃ですかね、被害の方、加害の方ではない、全く別の第三者の方から、ちょっと学校でいろいろ問題があるみたいだって話をちょっと耳にしたことがあったんですね。実際この新聞報道が出た後も、意外とそのお子さん、小学生のお子さんを持つお母さんたちの中では、このことを知っていた方が多く見受けられました。それで、もちろん保護者が知ってるというか、お子さんたちが見てたっていうところなんですけれども、そういったことをちょっと知った上で、子供たちやそれから、当事者でない保護者や、関係者から学校のほうにこういったことを見かけたんだけどとか、そういった話っていうのはあったんでしょうか。

大槻教育部長) この最初の報道がされてからですね、学校のほうに保護者から直接的に何か問合せがあったということは聞いてございません。ちょうど修学旅行が間に入っておりまして、校長は不在だったんですが、特に問合せはなかったというふうに聞いております。逆に教育委員会に対して、低学年の保護者の方から、こういったいじめがあった場合にどのような対処をしてくれるんですかとか、どういうふうにしたらいいんですかという問合せは教育委員会にございました。それを受けてまして、学校のほうでですね、先ほど言ったとおり各学校にいじめ対処方針というのがあるんですが、それはホームページに、アップされているので、それを紙ベースで全学年に配るといような対応をたしか5月、今週、対応しているはずでございますので、そういった部分はございましたが、それ以外の部分には聞いてございません。

鈴木たまよ議員) 新聞報道の以前ですね、去年のうちとか、お子さんが転校される前と前に、そういう話聞いたので、そういったことも含めてなかったということではないですか。

大槻教育部長) 申し訳ありません、私が今お話をさせていただいたのは新聞報道以後でございます。

鈴木たまよ議員) はい、分かりました。やはりこういうことって多分お子さんたち見ても、誰に言ったらいいのかなっていうところもあると思うんです。で、おうちに帰って多分お母さんやお父さんよく話して、そういう形の方たちの声が私たちに聞こえてくることもあるので、そういったことをね、例えば、全然関係ない学年だからではなくって、学校全体で、また今後こういうことが起きたことを踏まえても、そういう声をやっぱり拾っていただきたいと思います。今回の調査もしっかり、事実確認して、今後こういうことがないよう、対応できるようにしていただきたいと思います。

熊澤教育長) ありがとうございます。いじめというのはあってはならないというふうに、どの学校も、子供たちも保護者にもお話をしています。ところがやっぱり、例えば大磯小学校900人ぐらいの子供がですね、毎日生活すると、どこかで誰かがぶつかってしまうということは、もう通りがかりでも何でもあります。その都度対応して、先生方もやってくれてるし、教育支援員さんもたくさん町で入れてもらってますので、十分な目配り気配りをしてるつもりなんですけども、なかなか解決に行

くのはなかなか難しいこともあります。今回の場合が、学年のクラスが4クラスぐらいありますので、5年生になるときに、シャッフルじゃないですけど、クラス替えをして、クラスの中で一切いじめがないと子供が喜んで、ずっと1学期やってきました。ところが、廊下とか、帰り道とか、昔の子供みたいなことで、要するに、登下校のときに、何か言われたとかですね。でも、それにおいてはもう子供たちに言ってもなかなかうまくいかないの、保護者をお願いしたり、先生方も登下校見守りをしたり、その子について行ったりですね、様々対応してきた内容でございます。ですから、細かいことは、皆さんで対応してるっていうとあれですけど、保護者の方にも御協力いただいて、そして、あんまりこう調査委員会なんか言えないんですけど、と言うとちょっとこっちが怒られそうですけど、加害のほうの保護者の方も、保護者会で謝罪されたり様々やっております。そういう中で、例えば大磯小学校は4クラスあるからいいんですけど、私の孫の学校なんか1クラスしかありませんのでクラス替えも何もないんですね。ですから、そういう中で、子供たちが常に、先生方と一緒に、または、家庭の方と一緒に楽しい安全な学校をつくらうとしていかないと、なかなかうまくいかない。そこで、コミュニティースクールということを去年からお願いしてきてますんで、学校運営協議会の方々にも投げかけて、御協力をいただいておりますんで、そういう面では町をあげてやっていただければありがたいなど。教育委員会としては、できる限り、被害に遭われてるお子さん、保護者につらい思いをさせないようにこれからもやっていきたいと思っておりますんで、御理解いただきたい。よろしくお願ひいたします。

今井茂議員) いろいろとね皆さんの御意見を聞いてましてね、皆さんそれぞれの立場があつて、そのときそのときね、よしとすることをね、特にね、教育委員会の皆さんなんかね、もうなんかね新聞載つかったりなんかすると、すぐも教育委員会、教育委員会ってね、聞いててもねえ、議員の皆さんもね、保護者から聞いたりね、なんか二、三いるみたいですけど。やはりね、議員の皆さんもね、そういうことがあつたら早め早め、早めに動いて、やっぱり情報を共有してね、ねえ、そういうことでね、こういうことにならないようにね。多分新聞沙汰になっちゃったというのはしょうがないですよ、それはもうねえ、町の行政も、この議員のね、全体責任ですよはっきり言って。そういうことにならないようにやってたとしたらね。こういうことならね、もう二度とこういうことにならないようにしましょうよというのが1点。それとね、先ほど高橋議員からね、お子様のね、手紙見て、今、非常にね、よくいってるんだから、取りあえずね、これでよしとするということですね。これから第三者委員会があつてね、根掘り葉掘りやるかと思うんですけど、蒸し返さないようにね。そのお子様にそういうね、変な影響が行かないように、秘密会議でどうやるか、非公開でやると思うんだけどね、またあーじゃないこーじゃないってね、みんなそれぞれね、そのときそのときね、自分は正義なんだということですね、いろいろ言うか分からないけど、これもう全部全員責任ですよ。それで、私も単純に思うんですけど、お子様がそういう気持ちで気持ちよく、でも学校に行かれてるんだから、これをよしとしないと。その次にどうしたらいいかって、こういうことが起きないようにね。もう皆さんそれぞれね、情報を共有してね、そういうことを、そう

いうのが出たらね、何かあったらね、全協どうのこうのじゃなくて、早め早めに。そのために教育委員会もあってね、教育委員長とね、もっと大変だ。第3の柱なんだから、教育、いや委員長なんかね。そういうことで、そんな形でね是非ね、まだまだありますよ。それで、みんなね、あれですよ、この非常事態になる前に隠して隠して隠してね、今回はね。変なことにはならなかったですけどね、そういうことにならないように、ねえ。もうはっきり言ってね、もう私は思うんですけど、ってね、行政含めて議員全体のね、全体責任ですよ。新聞のっかったっていいでしょ、新聞のっかったって別にね改めればいいんだから、いうことで、ぜひともね、そういうふうに思いますんで、ちょっとね第三者委員会のね扱いも、それと、どういうふうにああするかわかんないけどね、つまんないね、お子様に悪影響を受けないようにね、これでまたねお子様がそれ、今、気持ちよく学校に行ってるのがね、どうのこうのなったらね、これまた全体責任ですよ。何のための第三者委員会だと、いうことで、第三者委員会やったんだ、全員クビだと、いうようになりますから、第三者委員会がいいとは私は絶対思ってないです。いうことでね、なるべく早めに分かったら、初動が大切ですから、そういうことでね、情報を共有しながらね、ぜひともこれね、やってほしいなど、私含めてね、よろしく願います。

竹内議長) それでは質疑を終了します。これで「町立小学校におけるいじめ対応について」は終了いたします。町側の方は御苦労さまでした。(町側退席)

(2) 意見書案の提出について

※鈴木京子議員より1件の意見書を提出したい旨の申出があり、その取扱いについて協議した。

- ・提出者の鈴木京子議員から提案理由の説明があり、賛成者の確認をしたところ、吉川重雄議員、今井茂議員、鈴木たまよ議員、渡辺順子議員が賛成者として申し出た。
- ・意見書案の文言について修正すべきとの意見があり、表題を「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」から「消費税インボイス制度の延期・見直しを求める意見書」に、文中「また、影響について、太陽光発電で売電をしている一般家庭も対象とされるなど、」を「また、影響については、広範囲に及び、」に、「消費税インボイス制度の実施を中止すること」を「消費税インボイス制度を延期・見直しすること」に修正した。

※議長から、議員全員協議会終了後、議会運営委員会を開催し、意見書案の取扱いについて協議するよう指示があった。

(3) その他

※事務局からの報告

- ・危機管理課からの依頼・・・大磯町地域防災計画の加除があるため6月9日までに各自ロッカー内に戻すようお願いする。

※次回の定例の議員全員協議会は、令和5年6月16日(金)午後1時30分から開催

